

県南広域振興局長告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大迫町土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月29日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

藤田 正 花巻市大迫町亀ヶ森第13地割20番地